

被害直後における犯罪被害者等への一時避難  
場所の確保に係る公費負担の実施要領の制定  
について

(平成20年3月21日 広第169号等)

【概要】

警察では、自宅が犯罪行為の現場となったため、物理的に居住できなくなった場合等で、被害者等の安全を確保し、精神的、経済的な負担を軽減する必要がある場合に、緊急一時的に避難場所を確保し、その経費を公費で負担する制度を運用しています。

公費負担できるのは、

自宅が犯罪行為の現場となったため、自宅に居住  
することが困難な状態にあるとき

被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加  
えられるおそれがあるとき

等で、自ら居住場所（公的施設、親類、知人宅等）を確保  
することが困難な場合です。

事案の内容によっては、公費負担できない場合があります。